

令和 8 年第 4 回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴

（その 9）

目 次

	頁
議案第 100 号 堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	3
議案第 101 号 堺市南部大阪都市計画新金岡町2丁地区地区計画の区域内における建築物の制限等に関する条例	5
議案第 102 号 堺市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	9
議案第 103 号 工事請負契約の変更について [万崎建替公営住宅第二期建設工事]	11
議案第 104 号 物品の買入れについて [大型化学高所放水車 1台]	13
議案第 105 号 物品の買入れについて [はしご水槽付消防ポンプ自動車（15m級） 1台]	15
議案第 106 号 物品の買入れについて [令和8年度校内高速通信ネットワーク構築業務のうちネットワーク機器]	17
議案第 107 号 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について	19
議案第 108 号 市道路線の認定について	23
報告第 15 号 損害賠償の額の決定の専決処分の報告について	35
報告第 16 号 地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について	39

令和8年第4回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

令和8年8月17日

堺市長 永藤英機

- 議案第 100 号 堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 101 号 堺市南部大阪都市計画新金岡町2丁地区地区計画の区域内における建築物の制限等に関する条例
- 議案第 102 号 堺市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 議案第 103 号 工事請負契約の変更について
- 議案第 104 号 物品の買入れについて
- 議案第 105 号 物品の買入れについて
- 議案第 106 号 物品の買入れについて
- 議案第 107 号 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
- 議案第 108 号 市道路線の認定について
- 報告第 15 号 損害賠償の額の決定の専決処分の報告について
- 報告第 16 号 地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について

堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 の一部を改正する条例

堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第11条第3号中「参考人等」を「参考人、被害者参加人等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第11条の規定は、令和8年6月1日から適用する。

堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 の一部改正について

1 改正の趣旨

人事院規則 15-14 (職員の勤務時間、休日及び休暇) 及び人事院規則 15-15 (非常勤職員の勤務時間及び休暇) の一部改正により、国家公務員において官公署出頭休暇の対象範囲が拡大されたことを踏まえ、地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号) 第 24 条第 4 項の規定に基づき、国家公務員との権衡を図った措置を講ずることとし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

公布の日から施行し、改正後の規定は、令和 8 年 6 月 1 日から適用するものであること。

堺市南部大阪都市計画新金岡町2丁地区地区計画 の区域内における建築物の制限等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項及び第5項の規定に基づき、南部大阪都市計画新金岡町2丁地区地区計画（令和8年告示第69号。以下「地区計画」という。）の区域内における建築物の敷地、構造及び用途に関する制限並びに用途に関する制限の緩和について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、特段の定めのない限り、法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）に定めるところによる。

(適用区域)

第3条 この条例は、地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域（以下「適用区域」という。）に適用する。

(地区の区分及び名称)

第4条 この条例における地区の区分及び名称は、地区計画に定めるところによる。

(建築物の用途の制限)

第5条 利便施設地区の区域内においては、次に掲げる建築物は、建築してはならない。

(1) 法別表第2（い）項第1号から第3号までに掲げる建築物

(2) 地区施設の広場においては、休憩所及び公衆便所以外の建築物

2 住宅地区の区域内においては、法別表第2（い）項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。

(建築物の用途の制限の緩和)

第6条 利便施設地区の区域内においては、法第48条第3項の規定にかかわらず、次に掲げる建築物を建築することができる。ただし、第1号から第3号までに掲げる用途に供する建築物については、その用途に供する部分の床面積の合計は10,000平方メートル以下でなければならない。

(1) 次に掲げる建築物（法別表第2（は）項第5号に掲げるものを除く。）

ア 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗

イ 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗

ウ 自家販売のために食品製造業（食品加工業を含む。）を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの

エ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設

オ 物品販売業を営む店舗（専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）又は飲食店

カ 銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗

(2) 劇場、映画館、演芸場及び観覧場

(3) ゲームセンター、カラオケボックスその他これらに類するもの

(4) ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、体育館、スポーツの練習場その他これらに類するもの

(5) 事務所

(6) 前各号に掲げる建築物に附属するもの（自動車車庫を除く。）

(7) 建築物に附属する自動車車庫で政令第130条の8第1号に掲げるもの（法別表第2（は）項第8号に掲げるものを除く。）

（壁面の位置の制限）

第7条 適用区域内においては、建築物の壁又はこれに代わる柱の面は、地区計画において定められた壁面の位置の制限に反して建築してはならない。ただし、地盤面下の部分又は公共の用に供する歩行者デッキ若しくは階段、歩行に支障のないひさし若しくは歩廊の柱その他これらに類するものについては、この限りでない。

（建築物の高さの最高限度）

第8条 住宅地区の区域内においては、建築物の高さは、12メートル以下でなければならない。

（委任）

第9条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、500,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第5条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
 - (2) 第7条又は第8条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）
 - (3) 法第87条第2項の規定により建築物（同条第3項の建築物を除く。）の用途を変更する場合において準用される第5条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者
- 2 前項第2号に規定する違反があった場合において、当該違反が建築主の故意によるものであるときは、同号に規定する者を罰するほか、当該建築主に対しても同項の罰金刑を科する。

（両罰規定）

第11条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市南部大阪都市計画新金岡町 2 丁地区地区計画 の区域内における建築物の制限等に関する条例の 制定について

1 制定の趣旨及び内容

南部大阪都市計画新金岡町 2 丁地区地区計画（令和 8 年堺市告示第 6 9 号。以下「地区計画」という。）の実効性を担保するため、建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 6 8 条の 2 第 1 項及び第 5 項の規定に基づき、地区計画の区域内における建築物の敷地、構造及び用途の制限並びに用途の制限の緩和について定めることとし、次の事項を規定の内容とする本条例を制定するものであること。

- (1) 本条例の適用区域に関する事項
- (2) 地区の区分及び名称に関する事項
- (3) 建築物の用途の制限に関する事項
- (4) 建築物の用途の制限の緩和に関する事項
- (5) 壁面の位置の制限に関する事項
- (6) 建築物の高さの最高限度に関する事項
- (7) 罰則に関する事項

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。

堺市消防団員等公務災害補償条例の一部を 改正する条例

堺市消防団員等公務災害補償条例（平成20年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第21条中「315,000円」を「330,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の堺市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第21条の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の堺市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第21条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第9条の規定による金額により支給されたもの（その額が660,000円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第21条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

堺市消防団員等公務災害補償条例の 一部改正について

1 改正の趣旨

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の一部改正に伴い、非常勤消防団員等及び消防作業従事者等に対する損害補償のうち葬祭補償の金額について見直しを行うこととし、所要の改正を行うものであること。

2 施行期日

公布の日から施行するものであること。

工事請負契約の変更について

次のとおり工事請負契約の内容を一部変更する。

- 1 契約の目的 万崎建替公営住宅第二期建設工事
- 2 契約の相手方 堺市西区宮下町12番1号
堺土建・藤木組・橋爪工務店建設工事共同企業体
代表構成員 堺土建株式会社
代表取締役 下川 好隆
他の構成員 株式会社藤木組
代表取締役 藤木 幸生
他の構成員 株式会社橋爪工務店
代表取締役 新後 修
- 3 契約金額 変更前 2,662,000,000 円
うち取引に係る消費税額等 242,000,000 円
変更後 2,929,104,200 円
うち取引に係る消費税額等 266,282,200 円
- 4 仮契約の日 令和8年7月6日

工事請負契約の変更について

- | | |
|-----------|---|
| 1 変更する内容 | 特例措置に基づく増額変更 |
| 2 契約金額の変更 | 変更額（増） 267,104,200 円
うち取引に係る消費税額等 24,282,200 円 |
| 3 変更理由 | 国からの要請に伴い、賃金等の高騰に対処するために、「令和 8 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」の運用に係る特例措置に基づき、契約金額の増額変更を行うもの。 |

- | | | |
|-----------|--------------|-----------------|
| 2 契約金額の変更 | 変更額 (増) | 267, 104, 200 円 |
| | うち取引に係る消費税額等 | 24, 282, 200 円 |

- うち取引に係る消費税額等 24,282,200 円

- 3 変 更 理 由 国からの要請に伴い、賃金等の高騰に対処するために、「令和 8 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」の運用に係る特例措置に基づき、契約金額の増額変更を行うもの。

物品の買入れについて

次のとおり、大型化学高所放水車 1 台の買入れを行うものとする。

- 1 購入先 兵庫県三田市テクノパーク 32 番地
株式会社モリタ 関西支店
支店長 高岡 雄二
- 2 購入金額 161,700,000 円
うち取引に係る消費税額等 14,700,000 円
- 3 仮契約の日 令和 8 年 7 月 10 日

物品の買入れについて

- 1 契約の締結方法 一般競争入札（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定の適用を受ける案件）
- 2 納入期間 議会の議決を経た翌日から
令和 10 年 2 月 28 日まで
- 3 入札執行日時 令和 8 年 7 月 2 日 午前 10 時 15 分
- 4 入札参加者及び経過 下記のとおり

(単位 円)

参加者 \ 経過	第 1 回	備考
株式会社モリタ関西支店	147,000,000	落札

上記金額は入札書記載金額で、当該金額に 10%相当する額（消費税額等）を加算した金額が契約金額になる。

物品の買入れについて

次のとおり、はしご水槽付消防ポンプ自動車（15m級）1 台の買入れを行うものとする。

- 1 購入先 兵庫県三田市テクノパーク 32 番地
株式会社モリタ 関西支店
支店長 高岡 雄二
- 2 購入金額 126,280,000 円
うち取引に係る消費税額等 11,480,000 円
- 3 仮契約の日 令和 8 年 7 月 10 日

物品の買入れについて

- 1 契約の締結方法 一般競争入札（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定の適用を受ける案件）
- 2 納入期間 議会の議決を経た翌日から
令和 10 年 3 月 20 日まで
- 3 入札執行日時 令和 8 年 7 月 2 日 午前 10 時 00 分
- 4 入札参加者及び経過 下記のとおり

(単位 円)

参加者 \ 経過	第 1 回	備考
株式会社モリタ関西支店	114,800,000	落札

上記金額は入札書記載金額で、当該金額に 10%相当する額（消費税額等）を加算した金額が契約金額になる。

物品の買入れについて

次のとおり、令和 8 年度校内高速通信ネットワーク構築業務のうちネットワーク機器の買入れを行うものとする。

- 1 購入先 大阪市淀川区宮原四丁目 5 番 41 号
パナソニックコネクト株式会社
現場ソリューションカンパニー西日本社
社長 武部 恭士
- 2 購入金額 516,450,000 円（うち取引に係る消費税額等 46,950,000 円）
うち物品の買入れが占める金額
379,079,800 円（うち取引に係る消費税額等 34,461,800 円）
- 3 仮契約の日 令和 8 年 7 月 10 日

物品の買入れについて

- 1 契約の締結方法 一般競争入札（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定の適用を受ける案件）
- 2 納入期間 議会の議決を経た翌日から
令和9年3月31日まで
- 3 入札執行日時 令和8年7月2日 午前11時00分
- 4 入札参加者及び経過 下記のとおり

(単位 円)

参 加 者	経 過	第 1 回	備 考
パナソニックコネクト株式会社 現場ソリューションカンパニー西日本社		469,500,000	落札
株式会社大塚商会 LA 関西営業部		534,244,000	

上記金額は入札書記載金額で、当該金額に 10%相当する額（消費税額等）を加算した金額が契約金額になる。

大阪府後期高齢者医療広域連合規約 の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更について、次の規約案をもって、関係市町村と協議する。

[根 拠]

地方自治法第 291 条の 11 の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

大阪府後期高齢者医療広域連合規約 の一部を変更する規約案

大阪府後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年 1 月 17 日大阪府指令市第 3205 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 1 項第 4 号中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附 則

この規約は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

大阪府後期高齢者医療広域連合規約 の変更に関する協議について

1 変更の趣旨

社会保険診療報酬支払基金法の改正により、「社会保険診療報酬支払基金」の名称が、令和 8 年 10 月 1 日から「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に変更される。これに伴い、大阪府後期高齢者医療広域連合規約において使用している「社会保険診療報酬支払基金」の文言を変更する必要があるため、規約の変更を行うものであること。

2 施行期日

令和 8 年 10 月 1 日から施行するものであること。

市道路線の認定について

市道路線を別紙調書のとおり認定する。

[根 拠]

道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

市道路線認定調書

整理 番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地	付 記
≡287	西湊 1 7 号線	堺区西湊町 3 丁 1 5 7 番 1 地先 堺区西湊町 3 丁 1 5 8 番 2 5 地先		開発に伴う寄付
≠473	北野田 2 3 0 号線	東区北野田 5 5 3 番 9 地先 東区北野田 5 5 3 番 6 地先		〃
≠593	菩提 2 2 6 号線	東区菩提町 5 丁 1 2 3 番 3 地先 東区菩提町 5 丁 1 2 3 番 1 0 地先		〃
∕365	草部 2 3 5 号線	西区草部 2 0 4 番 3 0 地先 西区草部 2 0 4 番 3 0 地先		〃
∧1078	浜寺諏訪森中 1 8 号線	西区浜寺諏訪森町中 3 丁 2 4 1 番 5 2 地先 西区浜寺諏訪森町中 3 丁 2 4 1 番 4 8 地先		〃
↓297	陶器北 7 4 号線	中区陶器北 7 0 3 番 9 地先 中区陶器北 7 0 3 番 1 8 地先		都市計画法第 3 9 条による 帰属
∕134	野尻 6 8 号線	東区野尻町 2 4 1 番 1 0 地先 東区野尻町 2 3 7 番 3 6 地先		〃
≠750	鳳中 7 2 号線	西区鳳中町 1 丁 1 0 番 6 7 地先 西区鳳中町 1 丁 1 0 番 7 3 地先		〃
≠605	上 8 9 号線	西区上 2 1 6 番 1 1 地先 西区上 2 1 6 番 6 地先		〃

市道認定路線図

16-17

整理番号 二287

西湊17号線

157-1

158-25

凡
例



認定道路

市道認定路線図

整理番号 ㌦473

43-22

北野田230号線

553-9

553-6

凡
例

→ 認定道路

市道認定路線図

35-09

整理番号 木593

菩提226号線

123-3

123-10

凡
例



認定道路

市道認定路線図

整理番号 7365

47-13

草部235号線

204-30
204-30

凡
例



認定道路

市道認定路線図

整理番号 ハ1078

31-09

浜寺諏訪森中18号線

241-48

241-52

凡
例



認定道路

市道認定路線図

50-12

整理番号ト297

陶器北74号線

703-9

703-18

凡
例



認定道路

市道認定路線図

整理番号 /134

35-16

野尻68号線

241-10

237-36

凡
例



認定道路

市道認定路線図

39-07

整理番号 才750

鳳中72号線

10-67

10-73

凡
例



認定道路

市道認定路線図

47-03

整理番号 ㌿605

上89号線

216-11 → 216-6

凡
例



認定道路

損害賠償の額の決定の専決処分の報告について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

[根 拠]

地方自治法第 179 条第 3 項の規定に基づき議会の承認を得る必要があるため。

損害賠償の額の決定の専決について

損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和8年7月14日

堺市長 永 藤 英 機

[専決する理由]

市長において、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をする必要があるため。

車両事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

- 1 損害賠償の額 金 1,366,000 円
- 2 損害賠償の相手方 堺市堺区*****

損害賠償の額の決定について

令和 8 年 4 月 1 日（水）午後 6 時ごろ、堺市堺区石津町 2 丁 8 番地先において、堺消防署第 2 警防課職員の運転する救急車両が、府道大阪和泉南線を走行中、赤信号で停車中の相手方車両に追突し、損傷させたもの。

その後、相手方と損害賠償の額について交渉を重ねた結果、金 1,366,000 円で合意に至ったもの。

地方自治法第 180 条の規定による市長専決処分の 報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので報告する。

[根 拠]

地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき議会に報告する必要があるため。

1 市長の専決事項の指定第1項による専決処分

(環境事業部)

専決 番 号	専 決 年 月 日	損 害 賠 償 の 額 (円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
27	8. 6. 4	38,500	堺市東区*** *****	*****	令和8年3月24日(火) 午前9時20分ごろ、堺市 東区***** *において、環境事業所職 員が粗大ごみであるソフ ァーを移動させた際、引き ずったことにより玄関前 アプローチの地面を損傷 させたもの。
35	8. 7. 13	57,915	大阪狭山市** ***** *	*****	令和8年4月1日(水) 午後1時50分ごろ、堺市 南区若松台1丁2-9付近に おいて、泉北1号線を走行 していた環境事業所職員 の運転する本市車両が車 線変更をした際、相手方車 両に接触し、損傷させたも の。
40	8. 7. 16	706,600	堺市北区*** *****	*****	令和8年5月18日(月) 午後1時10分ごろ、堺市 北区中長尾町4丁2-22地 先において、環境事業所職 員の運転する本市車両が 後退した際、相手方車両に 接触し、損傷させたもの。

(住宅部)

専決 番号	専決 年月日	損害賠償 の額(円)	相手方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
37	8.7.16	208,816	堺市堺区*** ***** 堺市営*** *****	*****	令和8年4月4日(土) 正午ごろ、堺市堺区*** *****堺市営* *****内 において、2階から11階の 雑排水系統の上階空き住 戸の配管の腐食により雑 排水がコンクリートのひ び割れを伝って漏水し、相 手方所有の家財に損害を 与えたもの。

(公園緑地部)

専決 番号	専決 年月日	損害賠償 の額(円)	相手方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
38	8.7.16	191,400	堺市南区*** *****	泉北榎塚台 C住宅 管理組合 理事長 片山英夫	令和8年4月23日(木) 午前10時50分ごろ、堺市 南区榎塚台2丁5-14榎塚 公園において、根株腐朽に より倒木し、相手方のフェ ンスに損傷を与えたもの。
39	8.7.16	560,000	堺市南区*** *****	*****	令和8年5月5日(火) 午後11時30分ごろ、堺市 南区竹城台2丁18-2泉ヶ 丘緑道において、根株腐朽 により倒木し、相手方のフ ェンス及び庭木に損傷を 与えたもの。

専 決 番 号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
28	8.7.3	60,500	堺市南区*** *****	*****	令和8年5月14日(木) 午前10時ごろ、堺市南区 *****において、泉 ヶ丘公園事務所職員の運 転する本市車両が転回し た際、相手方花壇レンガブ ロック塀に接触し、損傷さ せたもの。
42	8.7.21	126,500	堺市南区*** *****	*****	令和8年6月3日(水) 午前9時40分ごろ、堺市 南区原山台3丁1-2梅緑道 において、根株腐朽により 倒木し、隣接する駐車場に 駐車していた相手方の車 両に損傷を与えたもの。

(サイクルシティ推進部)

専 決 番 号	専 決 年月日	損害賠償 の額 (円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
29	8.7.6	90,629	堺市南区*** *****	*****	令和8年3月2日(月) 午前9時30分ごろ、堺市 南区庭代台2丁9-38ひな ぎくこども園駐車場内に おいて、自転車企画推進課 職員の運転する本市車両 が後退した際、相手方バイ クに接触し、損傷させたも の。

(中消防署)

専決 番号	専決 年月日	損害賠償 の額(円)	相手方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
31	8.7.10	127,477	堺市中区*** *****	*****	令和8年4月10日(金) 午前11時15分ごろ、堺市中区深井沢町3292番地先において、北へ緊急走行していた中消防署第1警防課職員の運転する救急車両が丁字路を右折する際、南向きに停車していた相手方車両に接触し、損傷させたもの。

(学校管理部)

専決 番号	専決 年月日	損害賠償 の額(円)	相手方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
41	8.7.16	16,000	堺市美原区*** *****	*****	令和8年5月13日(水) 午前9時ごろ、堺市東区菩提町2丁95-4地先において、堺市立深井中学校職員の運転する本市車両が市道野尻菩提線を走行中、駐車場から同市道に合流してきた相手方車両と接触し、損傷させたもの。

2 市長の専決事項の指定第3項

(住宅部)

専決 番号	専決 年月日	案件	債権等及び 目的の価額	相手方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
43	8.7.23	訴えの提起について	堺市堺区***** *****堺市営* ***** の住宅の明渡し及び 住宅使用料相当損害 金	堺市堺区*** ***** 堺市営***** *****	亡***** 相 続 人
44	8.7.23	訴えの提起について	堺市中区***** *****堺市営* ***** の住宅の明渡し並び に 住 宅 使 用 料 165,510 円及び住宅 使用料相当損害金	堺市中区*** ***** 堺市営***** *****	亡***** 相 続 人
45	8.7.23	訴えの提起について	堺市西区***** *****堺市営* ***** の住宅の明渡し並び に 住 宅 使 用 料 268,611 円及び住宅 使用料相当損害金	堺市西区*** ***** 堺市営***** *****	*****

及び第4項による専決処分

請求等の内容	事件名及び事件の概要
(1) 堺市堺区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。 (2) 死亡日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。 (3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。	建物明渡し等請求事件 堺市堺区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、令和6年11月10日に死亡し、入居承認は当然に終了したにもかかわらず、明渡しがなされないまま現在に至っている。 このため、同住宅の明渡しを請求するとともに、明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。
(1) 堺市中区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。 (2) 住宅使用料 金165,510円及び死亡日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。 (3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。	建物明渡し等請求事件 堺市中区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、令和8年1月16日に死亡し、入居承認は当然に終了したにもかかわらず、明渡しがなされないまま現在に至っている。 このため、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料165,510円及び明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。
(1) 堺市西区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。 (2) 住宅使用料 金268,611円及び入居承認取消しの日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。 (3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。	建物明渡し等請求事件 堺市西区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。 このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料268,611円及び明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。

専決 番号	専決 年月日	案件	債権等及び 目的の価額	相手方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
46	8.7.23	訴えの提起について	堺市西区***** *****堺市営* ***** の住宅の明渡し及び 住宅使用料相当損害 金	堺市西区***** ***** 堺市営***** *****	亡***** 相続人
47	8.7.23	訴えの提起について	堺市北区***** *****堺市営* ***** の住宅の明渡し	堺市北区***** ***** 堺市営***** *****	*****
48	8.7.23	訴えの提起について	堺市堺区***** *****堺市営* ***** の住宅の明渡し及び 住宅使用料相当損害 金	愛知県名古屋市 東区***** ***** ***** *****	*****

請求等の内容	事件名及び事件の概要
(1) 堺市西区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。 (2) 死亡日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。 (3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。	建物明渡等請求事件 堺市西区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、令和6年8月24日に死亡し、入居承認は当然に終了したにもかかわらず、明渡しがなされないまま現在に至っている。 このため、同住宅の明渡しを請求するとともに、明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。
(1) 堺市北区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。 (2) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。	建物明渡請求事件 堺市北区*****堺市営*****の入居名義人*****の子である*****は、本市の同居の承認を得ずに居住し、名義人の死亡後も本市の承継の承認を得ずに居住し続けている。 このため、相手方に対し同住宅の明渡しを請求する訴えの提起を行うもの。
(1) 堺市堺区*****堺市営*****の住宅の明渡しを求める。 (2) 令和8年3月1日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。 (3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。	建物明渡等請求事件 堺市堺区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、令和8年2月19日に死亡し、入居承認は当然に終了したにもかかわらず、相続人である*****から明渡しがなされないまま現在に至っている。 このため、同住宅の明渡しを請求するとともに、明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。

3 市長の専決事項の指定第5項

(住宅部)

専決 番号	専決 年月日	契約の目的	契約の相手方		契約金額
			住 所	氏 名	
30	8.7.7	万崎建替公営 住宅第二期建 設工事に伴う 電気設備工事	堺市堺区北 庄町3丁1番 5号	株式会社R a i n g 代 表 取 締 役 白 井 健 太 郎	変更前 367,961,000 円 (消費税額等 33,451,000 円) 変更後 386,400,300 円 (消費税額等 35,127,300 円)

(学校管理部)

専決 番号	専決 年月日	契約の目的	契約の相手方		契約金額
			住 所	氏 名	
32	8.7.10	五箇荘東小学 校長寿命化改 修工事	堺市西区鳳 中町9丁4番 地26	株式会社大森工務店 代 表 取 締 役 大 森 啓 介	変更前 313,556,100 円 (消費税額等 28,505,100 円) 変更後 328,614,099 円 (消費税額等 29,874,009 円)

による専決処分

変更額（増）	変更する内容	変更理由
18,439,300 円 （消費税額等 1,676,300 円）	令和 8 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置による増額。	国からの要請に伴い、賃金等の高騰に対処するために、「令和 8 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」の運用に係る特例措置に基づき、契約金額の増額変更を行うもの。

変更額（増）	変更する内容	変更理由
15,057,999 円 （消費税額等 1,368,909 円）	工事請負契約書第 25 条第 3 項の規定に基づくインフレスライド条項の適用による増額。 仕様等の変更による増額。	国からの要請に基づき、賃金等の高騰に対処するために、工事請負契約書第 25 条第 3 項に規定するインフレスライド条項を適用し、契約を変更するため増額となる。 本工事の設計時に、目視による現況調査を行い、設計数量を決定したが、工事着手後、仮設足場から外壁改修の施工数量調査を行い、内装撤去後に内部の調査を行ったところ、当初確認できなかった劣化箇所等が判明した。このため、ひび割れ部等の施工数量において、当初の想定から増減が発生した結果、増額となる。 その他、設計時に確認が困難であった設計図書の施工条件と工事現場の不一致について、現場に合わせて再度検討を行ったところ、設計数量に増減が生じた結果、増額となる。 以上のことから、増額変更を行うものである。

専決 番号	専決 年月日	契約の目的	契約の相手方		契約金額
			住 所	氏 名	
33	8.7.13	浜寺小学校校舎改築工事	堺市西区宮下町12番1号	堺土建・藤木組 建設工事共同企業体 代表構成員 堺土建株式会社 代表取締役 下川好隆 他の構成員 株式会社藤木組 代表取締役 藤木幸生	変更前 2,439,849,324 円 (消費税額等 221,804,484 円) 変更後 2,443,976,293 円 (消費税額等 222,179,663 円)
34	8.7.13	三国丘中学校校舎改築工事	堺市西区宮下町12番1号	堺土建・藤木組 建設工事共同企業体 代表構成員 堺土建株式会社 代表取締役 下川好隆 他の構成員 株式会社藤木組 代表取締役 藤木幸生	変更前 2,200,000,000 円 (消費税額等 200,000,000 円) 変更後 2,202,449,700 円 (消費税額等 200,222,700 円)

変更額（増）	変更する内容	変更理由
4,126,969 円 （消費税額等 375,179 円）	工事請負契約書第 25 条第 3 項の規定に基づくインフレスライド条項の適用による増額。 中東情勢の影響による工期延長及び増額。	国からの要請に基づき、賃金等の高騰に対処するために、工事請負契約書第 25 条第 3 項に規定するインフレスライド条項を適用し、契約を変更するため増額となる。 中東情勢の影響により、建築資材の調達が遅延していることから、硬質塩化ビニル管の納期にも遅れが生じている。このため、外構工事における雨水排水工事の工程に遅れが生じていることから、工期の延長を行う。また、工期の延長に伴い必要経費が増加した結果、増額となる。 以上のことから、工期の延長及び増額変更を行うものである。
2,449,700 円 （消費税額等 222,700 円）	仕様等の変更による増額。	既設の防球ネットについて、一部を存置する計画であったが、工事着手後に専門工事業者の調査を行った結果、防球ネットのワイヤーにたるみが生じることが判明した。ワイヤーの張力を確保するために、補強を行う必要が生じたため、増額となる。 その他、設計時に確認が困難であった設計図書の施工条件と工事現場の不一致について、設計数量に増減が生じた結果、増額となる。 以上のことから、増額変更を行うものである。

**令和 8 年第 4 回市議会（定例会）
付議案件綴及び同説明資料綴（その 9）**

令和 8 年 8 月 発 行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
Tel 072-233-1101
URL <https://www.city.sakai.lg.jp/>

配架資料番号

1-B2-26-0064

